

# 住民主役の協働のまちづくり (住民参画・男女共同参画等の推進)

## 第1節 住民参画の促進

### 現状と課題

住民ニーズの高度化、多様化や地方分権などの変化に的確に対応し、地域の抱える課題に対処した満足度の高い効果的なまちづくりをめざす上で、住民と行政が知恵と力を出し合う新たな関係や仕組みづくりが不可欠となっています。

本町の住民の意識としては、これからの行政運営にとって欠かせない住民参画についての住民への浸透度は十分ではありませんが、「花いっぱい運動や清掃活動」「リサイクル活動や省資源活動」「福祉ボランティア活動」など日常生活に関係する身近な環境づくりを通して、まちづくり活動へ参加することを多くの人が望んでいます。また、住民意向の反映が重要視されています。

本町では、ゴミ問題などについては行政が呼びかけ、区、老人会、婦人会、PTA、議会代表等が集落や地区を横断して、協議、活動等を行っていますが、テーマに応じた人材ネットワークによるまちづくり活動までには至っておらず、人材ネットワークの中心となるような住民のまちづくり団体は育っていないのが現状です。

近隣・地区でのまちづくり活動については、区などが行う浮島や湧水などの環境保全活動に一部助成を行っています。

水系をもとにした広域連携については、地下水対策という広い範囲での熊本地域地下水保全連絡協議会等に加入しており、毎年4月29日を「緑川の日」とし、緑川流域市町の主旨に賛同する企業、団体等が一斉清掃を実施していますが、湧水群をもつ他市町村との協議会設置までには至っておらず、「緑川の日」以外では、広域連携したまちづくり活動は行われていません。

水系を単位としたまちづくりについては、河川（緑川水系）において、NPO法人主催による清掃活動に協力していますが、汚水、排水等への取組は出来ていません。河川清掃については今後も継続して実施されるでしょうが、排水対策については、まずは組織づくりから始めなければならない状況です。

### 基本方針

住民一人ひとりが主役となって水の郷づくりを進めます。

主要事業

主要取組事業	取組内容
<p>(1)「協働」の視点にたった住民と行政とのパートナーシップの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水を通した各自の役割の明確化 水を守り育むことはまちづくりの根幹です。そのため、一人ひとりの水に対する意識の啓発を図ります。</li> <li>●水の郷づくりの推進 一人ひとりが生活をする上で、水を守る役割と責任を果たし、水の暮らしを楽しんでいける環境づくりを進めます。</li> <li>●テーマごとのまちづくり活動の推進 集落や地区を横断するテーマについて、住民のエネルギーをまちづくりに活かすため、テーマに応じた人材ネットワークの構築を支援します。</li> <li>●近隣・地区でのまちづくり活動 地域づくり支援事業（仮称）等の創設を検討するなど、近隣・地区でのまちづくりを支援します。</li> </ul>
<p>(2) 住民参画事業の充実と人的ネットワークの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水系をもとにした広域連携 「緑川の日」の一斉清掃とともに、住民の団体グループが水環境保全をテーマに広域連携し、まちづくり活動の活性化を図ることを支援します。</li> <li>●湧水連絡協議会（仮称）の設置の推進 他市町村との人的交流、まちづくり情報の交換等を行い、湧水群をもつ連絡協議会の設置を推進します。</li> </ul>



## 第2節 地域連帯感の創出

### 現状と課題

まちづくりは、そこに住む住民自らが創意と力の結集によってつくり上げていくものであり、行政との協働のもとで、町民の積極的な参加を促し、町民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。

その中心になるものがコミュニティであり、公民館などの拠点施設などを通して、さまざまなコミュニティが形成され、地域のまちづくり活動を活性化するとともに、地域に根ざした事業を推進する上で重要な役割を担ってきました。

今後は地域を支えるコミュニティづくりを推進し、その活動の場づくりや組織強化の支援に努める必要があります。

### 基本方針

地域を支えるコミュニティづくりやその活動の場づくりを推進します。

### 主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) コミュニティ活動活性化のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域ネットワークの構築と交流の促進 少子高齢社会に対応するための地域福祉ネットワークの強化や高齢者などそれぞれの年代に応じた交流活動や人材の育成を図ります。</li><li>●活動拠点の整備 公民館等活動拠点として、公民館機能を備えた町文化施設（仮称）を整備します。</li><li>●役割分担の明確化 行政と自治会等地域組織との役割分担の明確化と機能充実を図ります。</li><li>●人材育成 人材育成のための研修会や交流機会の創出等支援活動の充実を図ります。</li></ul>

### 主要目標指標

#### (1) コミュニティ活動活性化のための環境づくり

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
嘱託員（区長）会議の開催	開催回数	6 回	5 回	総務課
嘉島町文化施設(仮称)整備事業	整備状況	用地取得・造成中	完成予定	社会教育課

## 第3節 開かれた町政の推進

### 現状と課題

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、各地方自治体がそれぞれの地域特性を踏まえながら、町民が望むまちづくりを進めるために、町民の参画を得て、地方自治のあり方を見つめ直すことが必要になっています。そのために、町民が必要とする行政の情報を積極的に公表、公開し、町民と行政が共通認識をもって、住民参画、協働を進めていかなければなりません。

今後も、情報公開制度の正確かつ適正な運用を行い、町民の参政権と権利利益を確保し、かつ、行政としての説明責任や情報提供を推進することが求められています。

### 基本方針

広報・公聴活動を充実するとともに、情報公開を推進します。

### 主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) 広報・公聴活動の充実	●情報提供の推進 広報誌とホームページの連携による適確な情報提供を推進します。
(2) 情報公開の推進	●情報公開制度の周知徹底 広報誌およびホームページで情報公開制度の周知徹底に努めます。 ●情報公開方法の充実 インターネットによる情報公開請求の可能性を検討します。

### 主要目標指標

#### (1) 広報・公聴活動の充実

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
広報誌発行事業 (全世帯配布)	発行回数	12 回	12 回	総務課

#### (2) 情報公開の推進

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
広報誌発行事業 (全世帯配布)	発行回数	12 回	12 回	総務課

## 第4節 人権擁護・男女共同参画の推進

### 現状と課題

#### 【人権擁護】

本町では、人権啓発チラシの全戸配布、また、町広報誌の「同和問題の解決をめざして・人権問題の正しい理解のために」の欄に毎月記事を掲載しています。また、町内13地区老人会例会での人権啓発ビデオの上映や意見交換会の開催、議員自らの人権意識の醸成のための研修会の開催などを通して、日頃からお互いの尊厳を認め合い、人権への理解を育むことに努めています。

今後は、平成22年度に策定した「人権教育・啓発基本計画」に沿って人権教育・啓発活動を展開し、人権教育・人権を考える町民の集い等に積極的に参加を呼びかけるとともに、町内の企業、事業所等との連携についても検討する必要があります。

また、人権問題についての正しい知識を身につけ自らの問題として捉え、具体的な行動につなげていくことは容易ではありませんが、「差別のない明るいまちづくり」の推進のため、「町民の集い」を開催し、さまざまな人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、日常生活の習慣として身に付け、家庭や地域で実践できるように努める必要があります。

学校教育中での人権の啓発活動については、すべての教育活動において人権教育を実践し、子どもたち一人ひとりが日常生活のあらゆることに対して人権尊重の視点に立って考え、意識の高揚を図ることが大切ですが、自分たちの生活を人権尊重の視点で見つめ直しながら課題解決を図る力が不足しているのが実情です。

役場職員の人権教育については、全職員を対象に人権問題に対する正しい認識を身につけるため、職場研修および人権教育研修会への参加を義務付け、職務に活かしています。

人権教育に対する広域連帯については、上益城郡人権教育連絡協議会の社会人権教育研究集会、人権教育指導者研修会等に多くの町民が参加し、また、郡内全住民向けの「啓発パンフレット」を発行しています。

地域での心身障がい者の活動の場を増やすことについては、公共施設や道路・公園等の公共空間においてバリアフリー化を図る必要があります。これまでに、役場庁舎や町民体育館、町保健センターのバリアフリー化、利用しやすい施設への整備・改修は実施しており、公民館については老朽化による建て替え計画を進めています。

#### 【男女共同参画計画】

住民アンケートによると、これからの行政運営にとって欠かせない男女共同参画についての住民への浸透度は十分でなく、意識啓発などの取り組みが必要となっています。

本町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現をめざす行動計画の策定に取り組みました。策定に当たっては、住民アンケートの分析結果や懇話会からの提言を受け、計画に盛り込むべき内容を協議しました。

男女共同参画推進上益城ネットワークによる事業の推進については、男女共同参画社会についての情報誌作成や地域リーダー育成講座の開催などを通して、意識啓発や実践事業に取り組んでいます。地域での女性の活躍の場の確保については、各種委員会・審議会等への女性の登用を進め、女性の目から見た意見が浸透する社会形成を促す必要がありますが、各種委員会・審議会への女性の登用は進んでいません。なお、体育指導委員および町体育協会への女性委員の登用を行っています。

### 基本方針

すべての人が人権を尊重し合い、差別のない明るい社会の実現を目指します。

## 主要事業

主要取組事業	取組内容
(1) 総合的な人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お互いに人権を尊重し合う意識づくり 全ての町民が心豊かに暮らすために、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るい人権共存社会の実現に努めます。</li> <li>●地域での心身障がい者の活動の場を増やす 日常生活を取り巻く都市基盤（道路・公園等）や公共施設におけるユニバーサルデザインを推進し、社会参加しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>
(2) 人権教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育の推進 社会状況の変化に応じ、適宜、見直しを検討します。</li> <li>●学校教育中での人権の啓発活動 PTAや地域との連携を更に深め、教科学習等で学んだことに取り組みます。</li> <li>●役場職員の人権教育に取り組む 人権問題に対する職員の意識向上を図ります。</li> <li>●人権教育に対する広域連帯 上益城郡人権教育連絡協議会において、人権問題の解決を目指し、差別意識の解消に向けた教育や啓発に努めます。</li> </ul>
(3) 男女共同参画社会実現のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画推進上益城ネットワークによる事業推進 男女共同参画社会についての啓発や育成講座を実施します。</li> <li>●地域での女性の活躍の場の増大 各種委員会・審議会等・体育指導委員および町体育協会へ積極的に女性を登用していきます。また、行政への町民が参加できるしくみづくりや町民の声が届くシステムづくりなど男女共同参画に対する啓発と取り組みを進め、現場での男女協働参画を推進します。</li> </ul>

## 主要目標指標

### (1) 総合的な人権啓発の推進

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
人権を考える町民の集い	開催回数	1 回	1 回	社会教育課
老人会・婦人会人権啓発ビデオ上映	上映回数	14 回	14 回	社会教育課
町広報誌での啓発活動	掲載回数	12 回	12 回	社会教育課

### (2) 人権教育活動の推進

指標名		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	担当課
職員人権教育研修会	開催回数	1 回	1 回	総務課
上益城地区社会人権教育研究集会の開催	開催回数	1 回	1 回	社会教育課
人権教育指導者研修会の開催	開催回数	1 回	1 回	社会教育課
人権教育啓発パンフレット配布	作成部数	3,200 部	3,300 部	社会教育課